



執筆は、全国港湾中央執行委員長代行（日港労連中央執行委員長）を務める竹内一さんです。連載が、港湾労働者と戦争について考える一つの機会になることを期待しています。

ロシアのウクライナ侵略によって、毎日のように「戦争」報道が流れ、世界は軍事力増強の動きが際立っています。日本でも、岸田首相の軍事費倍増の発言を契機に、台湾有事や中国の動きを背景とした軍事力の強化が声高に叫ばれています。一旦、戦端が開かれれば、港湾は攻撃の対象とされ、港湾労働者は命の危険に晒されることは間違いありません。こうした状況を踏まえ、あらためて港湾と戦争を考えていく連載を22年12月号より始めます。

## 新連載をはじめます 港湾を兵站基地にするな！ 港湾労働者と戦争を考える



教宣部員の石渡です。突如ですが、皆様は宝くじを買いますでしょうか？私は『どうせ買っても当たらないことでは有名な』宝当神

社「へ行ってきたので今年を買ってみようかな」と思っています。この宝当神社ですが、佐賀県の唐津城から渡船に乗って五分くらい走った小さな島の中にあります。で、これまた小さな神社なのですが、境内の中に入ると高額当選者からのお札の手紙や当たりくじがコピーされたものがたくさん貼ってあります。境内の社務所で『金運上昇』のお守りを買った後、島内を散策していると小さな売店がありまして、その売店には『お願い猫』という猫がいて、売店で売っている巾着袋を買うと猫が『宝くじ当選おねがい』というパフォーマンスをしてくれるというものでした。実際にこのパフォーマンスで宝くじが当たった人もいろいろと、私も思わず買ってしまった。その後、猫のパフォーマンスとなるのですが、店のお婆ちゃんが魚肉ソーセージを持って猫を立てるように誘導し『おねがい』『おねがい』と何回もやらせ始めました。そうして



いると突然猫がキレだして、魚肉ソーセージを猫パンチ！お婆ちゃんの手からこぼれ落ちた魚肉ソーセージを啗えたまま逃走。一連の行為に一抹の不安と懐疑心を抱きながらも巾着袋を購入してしまいました。

とりあえずは、年末ジャンボの高額当選を夢見て購入しようと思うのですが、問題が一つ。年末に宝くじを買うためのお小遣いが残っていない可能性が…。だからお金貸してください。当たったらちゃんと返しますで（笑）。

次回近藤部員となりまして、お楽しみに。

2022年11月より  
優良ドライバー  
団体のメリットを  
22.5%適用！  
全国労働者共済生活協同組合連合会

# こくみん共済coop

全国労働者共済生活協同組合連合会

## ホームページ リニューアルの お知らせ

2014年から運用されて来ましたが、全国港湾のホームページは、毎年リニューアルを繰り返して、掲載内容の充実をはかってきました。

今回のリニューアルでは、例年通り掲載写真と掲載文書の変更・追加を行い、11月の末日からリニューアル運用を行います。

これからは組合員へ、速やかな情報伝達や教宣活動の一環になるようホームページの充実をはかって参りたいと思っています。

スマホでも閲覧できますので、一度クリックをお願いします。

第7章「作業体制」の最後の規定、第36条「年末始例外荷役」に進みます。

98年に例外措置としての日曜・祝日荷役の実施に合意し、01年には所謂「364日フルオープン」協定に合意します。このフルオープン協定の中で、日本の文化としての正月をどう扱うかが大きな焦点となります。

第30条3項の「年末年始特別有給休暇（12月31日、1月2・3・4日、1月1日は国民の祝日として休日）」制度を残したうえで、第36条の原文は次の通りです。

第7章 作業体制  
第36条 年末年始例外荷役  
（1）日中荷役とする。具体的実施については、地区（港）労使で交渉する。

（2）出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給する。

（3）出勤者に対しては代休を補償する。

（4）例外荷役は本船勤した場合の取り扱いに関する議事録確認

（1）日中荷役とする。具体的実施については、地区（港）労使で交渉する。

（2）出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給する。

（3）出勤者に対しては代休を補償する。

（4）例外荷役は本船勤した場合の取り扱いに関する議事録確認

（1）日中荷役とする。具体的実施については、地区（港）労使で交渉する。

（2）出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給する。

（3）出勤者に対しては代休を補償する。

（4）例外荷役は本船勤した場合の取り扱いに関する議事録確認

（1）日中荷役とする。具体的実施については、地区（港）労使で交渉する。

（2）出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給する。

（3）出勤者に対しては代休を補償する。

（4）例外荷役は本船勤した場合の取り扱いに関する議事録確認

（1）日中荷役とする。具体的実施については、地区（港）労使で交渉する。

## 港湾産別協定③⑧ ～年末年始例外荷役～

「出勤に際する」という当時の苦渋の選択がにじみ出ています。直近の21年度の議事録確認（前記の資料（3）に当たる部分）は次の通りです。

（1）当該4日間を「年末年始休日」とする。ただし、時間外算定基礎分母は現行通りとする。

（2）「日中荷役とする。」の原則は、徹底し「ライフライン関連条項です。文字通り社会的に必要とされる緊急対応のことで、拡大解釈で荷役をすることは想定していません。こうした条件を付すことで、年末年始化については継続協議とていこうとする規定となっています。

（3）1月4日の平日に出勤することを抑制し、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。

（4）出勤者に対しては、割増賃金及び精励金の申請を受け、「緊急性」や「必要性」を協議し、可能な限りこの時期の作業を減らし、労働者の休日の保障に努めています。

（5）例外荷役は、本船作業及びその作業に係る倉庫・物流倉庫に限定する。ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業に就いては、地区（港）労使でその取扱について協議し決定したうえで実施することができる。

2011年から10年を経てもいふん変わってきつつあるのが分かります。第一の変化は、特別休暇が年末年始休日に変わったことです。13年に1月2日を休日として以降（協定本文のライン部分）、2年に1日ずつ休

こまめ、日曜祝日荷役に係る協定を読んでみると、どの協定も産別労使の厳しい議論の積み重ねの中で生まれたものです。波動性や船社の定時維持の要請が、休日出勤を余儀なくされ、これが若者を選択されない職場になっていることを考慮すると、あらためて賃下げなしの短時・休日の充実・時間外割増率の引き上げなどの切実な要求が浮かび上がります。

（30条）を前提として、それでも「船社が年末年始荷役を要請する場合」は、毎年の中央港湾団交で条件を確認して対応するという考えです。ここには、「基本的には休む」ことを前提に、一定の要件が整えば「やむな

（30条）を前提として、それでも「船社が年末年始荷役を要請する場合」は、毎年の中央港湾団交で条件を確認して対応するという考えです。ここには、「基本的には休む」ことを前提に、一定の要件が整えば「やむな

（30条）を前提として、それでも「船社が年末年始荷役を要請する場合」は、毎年の中央港湾団交で条件を確認して対応するという考えです。ここには、「基本的には休む」ことを前提に、一定の要件が整えば「やむな

（30条）を前提として、それでも「船社が年末年始荷役を要請する場合」は、毎年の中央港湾団交で条件を確認して対応するという考えです。ここには、「基本的には休む」ことを前提に、一定の要件が整えば「やむな

（30条）を前提として、それでも「船社が年末年始荷役を要請する場合」は、毎年の中央港湾団交で条件を確認して対応するという考えです。ここには、「基本的には休む」ことを前提に、一定の要件が整えば「やむな

（30条）を前提として、それでも「船社が年末年始荷役を要請する場合」は、毎年の中央港湾団交で条件を確認して対応するという考えです。ここには、「基本的には休む」ことを前提に、一定の要件が整えば「やむな